

**セーフティネット保証  
5号イー③の規定による認定申請について**

**=手続きについて=**

- ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号イー③の規定による認定申請は、下記の書類を添えて、市役所産業振興課へ申請してください。
- ②法人の認定申請は、本社登記及び事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ③個人の認定申請は、主たる事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ④申請書の受理後、原則翌日(土日、祝日除く。)交付いたしますので、余裕を持って申請してください。

**=認定要件=**

- ①兼業者(※1)であって、1以上の指定業種に属する事業を行っている。
  - ②指定業種の最近3か月の売上高等が前年同期で減少等していること。
  - ③企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること。
  - ④企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。
- ※1 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

**《提出書類》**

	提出書類	部数	備考・注意事項
<b>法人・個人共通</b>	①様式第5イー③認定申請書(両面1枚)	2	<b>※必ず両面で印刷すること。</b>
	②(イ)ー③の添付書類(片面2枚)	1	
	③最近3か月と前年同期の売上高がわかるもの	1	月別試算表、総勘定元帳または売上台帳の写しなど
	④許認可書の写し	1	指定業種が許認可業種の場合は添付すること。
<b>法人</b>	①履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	1	(発行から3ヶ月以内)
	②決算書(前年度分)の写し	1	税務署の受付印あるもの。 (当該3か月が期をまたぐ場合は、ひとつ前の期も必要です。)
<b>個人</b>	①確定申告書(前年度分)の写し	1	税務署の受付印あるもの。 (当該3か月が期をまたぐ場合は、ひとつ前の期も必要です。)
	②本人の現在住所のわかるもの	1	運転免許証・健康保険証など 事業所の住所地と住民登録がされている住所地の確認のため必要となります。